

| 会議名称 | | | 日時 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------|-------------------------|
| 令和5年度 第1回景観審議会議事要旨 | | | 2023年11月20日 月曜日 |
| | | | 14時00分～16時00分 |
| 出席者（敬称略、名簿順） | | | 会場 |
| 飯窪 秀樹 | 齊藤 昇 | 建設部長 中島 司 | 地域防災交流センター 2階 多目的ホール |
| 小野 智久 | 内藤 広 | 都市計画課長 小宮山 勝己 | |
| 今村 高治 | | 都市計画課 秋山 貴久 | 目的 |
| 大山 勲 | | 都市計画課 谷内 春太郎 | 次第参照 |
| 新津 正彦 | | | |
| 澤登 義之 | | | 議事録作成者 |
| 齊藤 康太郎 | | | 谷内 春太郎 |
| 新津 健 | | | |
| 欠席者（敬称略） | | | |
| 戸澤 英子 | | | |
| 次第 | | | |
| <p>(1) 開会 (2) あいさつ (3) 自己紹介 (4) 会長及び副会長の選出 (5) 会長あいさつ (6) 報告事項 ①景観まちづくり条例及び施行規則、景観審議会の所掌事務について ②景観重要樹木について ③景観まちあるきについて ④景観まちづくり条例に関する届出について ⑤太陽光発電施設の建設に関する景観上の課題について (7) その他 ①HPでの景観写真募集について (8) 閉会</p> | | | |
| 報告及び決定事項 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・令和5、6年度の会長に大山勲様、副会長に新津健様 ・景観重要樹木の松並木について、活用方法等を模索していく ・景観まちあるきなどの事業を推進し、啓発を進めていく ・太陽光発電施設の建設に関する規制などについて、景観の視点から今後も継続して検討していく ・景観啓発事業としてのHP上での景観写真募集について、もっと周知し、今後の活用方法を模索していく ・今回の審議会で出た意見等を整理し、次回に向け課題をまとめておく 等 | | | |
| 概要 | | | |
| 報告事項について (意見・提言) | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 景観重要樹木について、土手沿いの松並木は珍しく、守っていただきたい。 また、富士山や八ヶ岳、南アルプスも見える景観スポットでもある好条件を活かしてほしい。 ⇒市内でも有数の景観ポイントであることは担当も感じている。開花時期がある桜と違い、年間を通して松の景観が楽しめる。周知や啓発など、地域と行政が一体となって維持保全していくための対策を検討する。 (事務局) ● 景観まちあるき事業について、商工会の事業でも文化財課の案内は好評であるため、現在のまちあるき事業のように文化財などの歴史の視点からの景観啓発は有効と思われるため継続してもらいたい。 ⇒景観の考え方の中にも、歴史文化的景観というものもあり、歴史を知っているかどうかで景観の見え方が違ってくる。文化財課との共催も継続しつつ、景観に特化したまちあるき事業も企画していきたい。(事務局) | | | |

● 景観重要樹木の松の樹齢はどのくらいになるのか？

⇒（後日確認）現在の松は、明治 29 年から 43 年までの間に植樹された可能性が高いと考えられており、推定の樹齢は 113～127 年と 100 年以上となる。また、それ以前にも水害防備林として樹木が植わっていたと考えられており、その歴史的な重要性も含めての景観重要樹木の認定となっている。（事務局）

● 営農型太陽光発電施設について、野立型と比べてうまみがあるのか？

⇒農振農用地区域でも設置できることや、地目変更が不要で、固定資産税が農地評価となることなど費用面でのメリットがある。（事務局）

⇒（補足説明として）営農型は、地目変更が不要、農振農用地区域でも設置可能などのメリットもあるが、農地転用の許可が必要で、3～10 年ごとの更新、転用面積はパネル等の脚部分のみであり、他の用途での利用が難しい、収穫量の条件があるなど、簡単ではない。農作物としては、収穫まで時間がかかる柿が多く、ブドウやブルーベリーなどもある。

農業関係者としては、全面的に規制するのではなく、設置を推奨するところとしないところを分けてほしい。
（委員）

● 営農型太陽光発電施設について、まぶしさや近所からの苦情など、後々のトラブルが心配。

⇒都市計画課としてもその点は注意しており、景観まちづくり条例の届出時には近所への説明などを依頼している。ただし、説明会などが市の条例で義務化されていないため、あくまでも「お願い」となってしまう。

幸い紹介した事例でも、若干の反対はあったが、今のところ大きなトラブルにはなっていない。（事務局）

⇒まぶしさなどについては、パネル自体の反射も抑えられてきており、営農型については高さがあるため、道路や通行人への反射などの影響は少ないと考える。ただし、営農のため植栽や目隠しなどがしにくく、面積も大きいものが多いため、景観上の影響は大きいと考えている。（事務局）

● 太陽光発電施設の規制条例について、県内の実施市町村での効果はあったのか？

⇒資料などはないが、担当レベルの話では、ハードルが上がったことで一定の抑制効果は感じられるとのこと。罰則などの適用はまだない。今後、情報を収集し、南アルプス市でも検討していきたい。（事務局）

（他委員からの意見）

- 今回の審議会で出た意見の中で、課題を整理しておく必要がある。
- 地域の方に景観まちづくりを理解してもらい、推進していくためにも、まちあるきなどの景観啓発事業は積極的に推進していくべき。
- HP での景観写真募集などは、以前の景観 100 選の現代版として考えられ、より身近な景観啓発事業となる。
- 畑の脇の花や一般の方の住宅の庭など、特別な場所ではなく、まちなかでの景観（農家住宅や古民家など）として評価してあげる活動があってもよいのではないかと。